明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○保安林の指定をする件（農林水産一一〇八～一一一七）　一
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二
特殊法人等
公文書等の管理に関する株式会社日本政策金融公庫、弁理士登録関係　三
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　四
会社その他
会社決算公告　五

告示

○農林水産省告示第千百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年六月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大分県玖珠郡九重町大字湯坪字茶屋場一三六〇の三（次の図に示す部分に限る。）、大字菅原字桐木台一六一五、一六一六、一六一七の一、一六一八、一六一九の一から一六一九の三まで、一六二〇の一から一六二〇の三まで、字四ノ五　一六三五の一（次の図に示す部分に限る。）、字牛頭二二三〇、二二三一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字茶屋場一三六〇の三・字桐木台一六一八・一六一九の二・一六一九の三・一六二〇の二・字四ノ五　一六三五の一・字牛頭二二三一（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び九重町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年六月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県高岡郡四万十町仕出原字大西ノ川七〇六の一〇、七〇六の一七

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年六月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県安芸郡北川村久木字モチダ八六五の八、八六五の二、八六五の木、八六五の六、字梶尾八六九の七、八六九の八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字モチダ八六五のニ・字梶尾八六九の七・八六九の八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び北川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年六月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県安芸郡馬路村馬路字平野谷八三一の三六、字櫛削八六九の二、字下モツソ九二七の一二、九二七の一四、字モツソノ谷九八八の三七、九八八の四七、九八八の五六、字梅ケ谷一〇五一の二六、字黒松一〇五九の三、字栃谷南平一〇六〇の一八、一〇六一の二（次の図に示す部分に限る。）、字古井落一一四九の七、一一四九の一二、字立山一一五九、一一六〇、字一本杉一一六二の四、字川ナロ一一六四の一、一一六四の二、一一六四の五、一一六四の九、一一六四の二三、一一六四の二四、一一六四の二七、一一六四の三二、一一六四の五二、一一六四の五三、一一六四の五五、一一六四の五八、字中畑一一六八の一、一一六八の六、字榊谷一二〇六の一〇、一二〇六の一六、一二〇六の一七、一二〇六の二四、一二〇六の二九、一二〇六の三〇、一二〇六の三三、一二〇六の三四、字ハケ一二一〇の七、一二一〇の一〇、字大段一二三二の三、字ウケ谷一二七九の二六、字キト裏一三七六の八、一三七六の一一、一三七六の一五、一三七六の一七

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び馬路村役場に備え置いて縦覧に供する。）